

令和元年台風19号による被害農業者等のみなさまへ



ふくしまからはじめよう。

Future From Fukushima.

農家経営安定資金

令和元年台風19号災害資金

令和元年台風19号により農業経営に被害を受けた農業者等の経営の維持安定を図るため、農家経営安定資金を融通いたします。

貸付対象者

令和元年台風19号により被害を受けた農業者等

資金使途

農業施設等の復旧費及び営農のため必要とする運転資金

貸付限度額

500万円以内

償還期限

10年以内（うち据置3年以内）

担保・保証

福島県農業信用基金協会の保証が利用可能

※福島県農業信用基金協会の保証条件

1) 保証料率 年0.27%

2) 保証割合 100%

3) 担保・保証人

・個人： 既保証額と合わせて1,500万円（認定農業者等は1,800万円）以内の場合、無担保・無保証人

※ 農業近代化資金等は既保証額から除かれます。

・任意団体： 任意団体と構成員全員の連帯債務により、1名当たり1,200万円以内の場合、無担保・無保証人

・法人： 代表者個人連帯保証により既保証額と合わせて3,000万円（認定農業者等は3,600万円）以内の場合、無担保。

※ 農業近代化資金等は既保証額から除かれます。

貸付利率

0.06%以内
（農協取扱いは無利子）

申込期限

令和2年3月13日（金）まで

〈取扱融資機関〉

県内各農協、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、福島・二本松・郡山・須賀川・会津の各信用金庫